

## 東京医療保健大学 衛生委員会規程

### (目的)

第1条 この規程は、東京医療保健大学安全衛生管理規程に基づき、衛生委員会（以下「委員会」という。）の構成、運営、調査審議事項などを定め、衛生管理活動の円滑な推進を図ることを目的とする。

### (調査審議事項)

第2条 委員会の調査審議事項は、次のとおりとする。

- (1) 職員の健康障害を防止するための基本的な対策に関すること。
- (2) 労働災害の原因及び再発防止対策に関することで衛生に係るものに関すること。
- (3) 職員の健康の保持増進を図るため必要な措置の実施計画の作成に関すること。
- (4) 安全衛生に関する規程の作成に関すること。
- (5) 安全衛生に関する計画の作成、実施、評価及び改善に関すること。
- (6) 衛生教育の実施計画の作成に関すること。
- (7) 定期に行われる健康診断、臨時の健康診断、自ら受けた健康診断及びその他の医師の診断、診察又は措置の結果並びにその結果に対する対策の樹立に関すること。
- (8) 長時間にわたる労働による職員の健康障害の防止を図るための対策の樹立に関すること。
- (9) 職員の精神的健康の保持増進を図るための対策の樹立に関すること。
- (10) その他安全衛生に必要と認められる重要な事項に関すること。

### (構成員)

第3条 委員会の委員は、次の者をもって構成する。

- (1) 大学経営会議において任命する専任教員及び事務職員。
  - (2) 衛生管理者 1名。
  - (3) 産業医 1名。
- 2 委員長は第1項第1号に定める者をもって充てる。
- 3 委員長以外の委員の半数については、職員の過半数を代表する者の推薦に基づき指名することとする。

(任務)

第4条 委員長は委員会を召集するとともに、委員会の統括ならびに円滑な運営を図ることとする。

2 委員は、職員の安全・衛生に関する事項について委員会に参画し、委員会の目的達成に努めるものとする。

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が退職等により、欠員が生じた場合は速やかに補充する。補充委員の任期については、前任者の残任期間とする。

(開催)

第6条 委員会は、毎月1回定期に開催するほか、次の場合に委員長の招集によって開催する。

- (1) 緊急性のある調査審議事項が発生したとき。
- (2) その他委員長が必要と認めたとき。

(成立)

第7条 委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。

2 委員会の議事は、委員長を除く出席委員の過半数の賛成をもって決定し、賛否同数の場合は委員長がこれを決定する。

(事務局)

第8条 委員会の事務は、総務人事部が行う。

- 2 議事録及び重要事項の記録は、これを3年間保存するものとする。
- 3 委員会の開催の都度、議事の概要を職員に周知するものとする。

(その他)

第9条 この規程の改廃は、大学経営会議において行う。

附 則 この規程は、平成21年3月25日より施行する。

附 則 この規程は、平成23年3月9日より施行する。